

令和4年度利用者負担額（保育料）月額表（新旧対照表）

安芸市

新階層	旧階層	階層区分	保育料		保育料		
			新		旧		
			3歳未満児 保育標準時間	3歳未満児 保育短時間	3歳未満児 保育標準時間	3歳未満児 保育短時間	
A	A	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0	0
B1	B1	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C1	C1	均等割のみ世帯		9,750	9,650	17,100	16,900
	C2	所得割 48,600円未満				19,500	19,300
D1	D1	所得割	48,600円以上 57,700円未満	15,000	14,800	30,000	29,600
D2	D2	所得割	57,700円以上 97,000円未満	15,000	14,800	30,000	29,600
D3	D3	所得割	97,000円以上 169,000円未満	22,250	21,950	44,500	43,900
D4	D4	所得割	169,000円以上 229,000円未満	30,500	30,050	54,500	53,700
	D5	所得割	229,000円以上 301,000円未満			56,500	55,700
D5	D6	所得割	301,000円以上 397,000円未満	40,000	39,400	60,500	59,600
D6	D7	所得割	397,000円以上	52,000	51,200	62,000	61,000

上記各階層のうち母子（父子）・障がい児（者）世帯等

B1B	B1B	前年度分又は当該年度分の市町村民税課税額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C1B	C1B		均等割のみ世帯		4,500	4,500	8,000	8,000
	C2B		所得割 48,600円未満				9,000	9,000
D1B	D1B		所得割	48,600円以上 57,700円未満	4,500	4,500	9,000	9,000
D2B	D2B		所得割	57,700円以上 77,101円未満	4,500	4,500	9,000	9,000

◎この表は、令和4年4月から令和5年3月までの月額表です。なお、3～5歳児の全世帯の保育料は、0円（無償）です。

◎上記所得階層区分は、4月分から8月分までは令和3年度の市町村民税、9月分から翌年3月分までは令和4年度の市町村民税により決定します。

◎保育料の算定には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、市町村等に対する寄附金税額控除等の適用はありません。

◎児童の年齢が年度途中で3歳に達して2号認定に切り替わった場合でも、その年度中は3号認定の保育料となります。

◎上記に関わらず、第2子以降は軽減申請をすれば無料となります。

◎上記に関わらず、B1階層、C1B～D2B階層に該当する世帯の第2子以降は無料です。
C1～D1階層に該当する世帯は、年齢制限なく第2子は半額、第3子以降は無料です。